

八王子市史編さんの基本構想及び 編集方針の策定について

平成21年1月

八王子市市史編さん審議会

平成21年1月26日

八王子市長 黒 須 隆 一 殿

八王子市市史編さん審議会
会 長 松 尾 正 人

八王子市史編さんについて（答申）

本審議会は、平成20年6月25日に貴職から、八王子市史編さんについて諮問を受け、これまで約7か月間に渡り、4回の審議会及び1回の管外視察を行い調査審議してまいりました。

この度、その結果を別紙「八王子市史編さんの基本構想及び編集方針の策定について」のとおりまとめましたので、本審議会の答申として提出いたします。

八王子市制100周年の機会に、改めて八王子の自然や歴史、伝統文化を見直し、新たな市史を編さんすることは、現在の、また今後の八王子市民にとって大変意義のあることであると考えます。貴職におかれましては、本答申の内容を可能な限り尊重し、今後の市史編さん事業に取り組まれるよう要望いたします。

八王子市史編さんの基本構想及び編集方針の策定について

1. はじめに

八王子市は、大正6年の市制施行以来、平成28年度に市制100周年を迎えます。これを機に、八王子市は新たな市史を編さんすることとなりました。

市では、昭和38年から昭和43年にかけて、『八王子市史』（上巻、下巻、附編）を刊行しましたが、それから約40年が経過し、この間、自然や社会は大きな変貌を遂げてきました。市制100周年の機会に、改めて八王子の自然や歴史、伝統文化を見直し、これからの八王子市の発展につながる新たな市史を編さんすることは、大変に意義のあることと考えます。

新たな市史の編さんにあたっては、八王子市の市政運営の基本構想である「八王子ゆめおりプラン」に示されたまちづくりの基本理念「人とひと、人と自然が共生し、誰もが生き生き生きるまち」を踏まえて、市民とともに事業を推進していくことが重要です。

以下に示した基本的な考え方に基づき、市史編さんのための基本構想及び編集方針を策定し、後世の市民に誇ることのできる市史が編さんされることを望みます。

2. 編さんの目的について

市史編さんは以下の目的に沿って行うことが望ましいと考えます。

- (1) 市制100周年を記念し、広い視野から八王子の歴史を明らかにするとともに、市民の地域に対する理解を深め、市民自らが行うまちづくりに役立てる。
- (2) 八王子の自然や歴史、伝統文化を改めて見直すことにより、八王子市の発展と文化の向上に資する。
- (3) 八王子に関する有形、無形の歴史資料を整理、保存、管理し、後世に伝えるとともに、現在及び将来の活用を図る。

3. 編さんの方針について

市史編さんは、以下の基本的な方針に基づき行うことが望ましいと考えます。

- (1) 昭和38年から43年にかけて刊行された既刊の『八王子市史』をはじめ、これまでの市内外の諸研究を参考とするとともに、各学問分野における最新の成果を盛り込み、生活する市民の視点から、改めて編さんする。
- (2) 昭和60年から平成4年にかけて刊行された『八王子の空襲と戦災の記

録』『八王子市議会史』『八王子千人同心史』については、その成果を活かして編さんする。

- (3) 広く市民に親しまれ、まちづくりや生涯学習、学校教育等で活用される市史を編さんする。
- (4) 各分野の専門家の執筆による、質の高い学問レベルに耐えうる内容を保ちながら、平易な文章で読みやすい市史を編さんする。
- (5) 写真や図版を多く取り入れるほか、DVD等のニューメディア活用も考慮して、市民が親しみやすい市史を編さんする。
- (6) 政治、経済、行政史に偏ることなく、地域に生きた人々の視点から編さんする。
- (7) 八王子の地域的、歴史的、文化的な特性に配慮しながら編さんする。
- (8) 資料は、国内外から広く収集し、有形のものだけでなく、伝承など無形のものにも配慮して収集する。
- (9) 編さんの過程で調査、収集した資料は、将来に向けて公文書館などの施設の整備を図り、適正に保存、管理するとともに、広く市民に公開して活用につとめる。

4. 市民協働について

市史編さんにあたっては、生活する市民の視点からの編さんを行うため、以下の方針により市民協働を進めることが望ましいと考えます。

- (1) 市民や地域、大学と協働し、地域の歴史を掘り起こすことにつとめる。
- (2) 市民によるボランティアの活用を図るなど、市民参加、参画の機会の拡大につとめる。
- (3) 地域の研究団体や個人、学校などと連携し、編さん事業の普及につとめるとともに、次世代に向けた人材育成を図る。

5. 市史の内容、構成について

- (1) 市史は、本編及び資料編で構成し、以下のような内容で14冊程度に編さんすることが適切です。

ア. 本編は6巻8冊(「原始・古代」「中世」「近世(上・下)」「近現代(上・下)」「自然」「民俗」とし、時代区分及び主な内容は別表1のとおりとします。

イ. 資料編は6冊(「原始・古代」「中世」「近世1」「近世2」「近現代1」「近現代2」とします。

ウ. 市内に残された文化遺産や美術工芸品についても、市史本編の記述に活かすよう配慮する必要があります。

(2) 市史の発行部数、有償、無償の別などについては、発行の都度、別に定めることが適切です。

6 . 編さん期間及び刊行計画について

(1) 市史編さんの期間は、八王子市が市制 1 0 0 周年を迎える平成 2 8 年度までとすることが適切です。

(2) 市史本編及び資料編の刊行計画は、別表 2 のとおりとしますが、編集委員会における議論を十分に踏まえるとともに、資料の収集状況等も勘案し、約 3 年後を目途に見直しを図る必要があります。

7 . 頒布方法について

市史の頒布にあたっては、市民が購入しやすい価格設定、方法となるようつとめることが適切です。

8 . 付帯事業について

(1) 付帯事業として、編さん事業の市民への普及を図るための「市史研究」「市史編さん室だより」、市史本編及び資料編を補完するための「資料目録」「調査報告書」などを刊行する必要があります。

(2) 市史の市民への普及を図るため、市史刊行後できるだけ早い時期に、写真や図版を中心に編集した市史普及版や歴史年表などの刊行を検討する必要があります。

9 . 市史編さん組織について

(1) 市史編さんにあたっては、市史各巻の内容や具体的な編集方針など、市史編集に関する重要で専門的な事項について検討する市史編集委員会、資料調査及び執筆を行う専門部会を設置し、編さん事業を進めていくことが適切です。

(2) 郷土史研究者等、八王子の自然や歴史に関して深い学識を有する方々から、編さん事業についての指導、助言や連携を得られるような、開かれた組織体制を取ることも考慮すべきです。

別表1 本編の構成と主な内容

構成	時代や主な内容
第1巻「原始・古代」	先土器時代から平安時代まで
第2巻「中世」	鎌倉時代から戦国時代まで
第3巻「近世」(上・下)	江戸時代
第4巻「近現代」(上・下)	明治維新から現代まで
第5巻「自然」	環境、地質、動植物、気象など
第6巻「民俗」	年中行事、人の一生、民俗信仰、生業、近隣組織、民俗芸能など

別表2 刊行計画

内容		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
本編	第1巻「原始・古代」	資料収集・調査・分析				→				
	第2巻「中世」		〃				→			
	第3巻「近世」(上)		〃				→			
	〃 「近世」(下)		〃					→		
	第4巻「近現代」(上)		〃					→		
	〃 「近現代」(下)		〃						→	
	第5巻「自然」		〃			→				
	第6巻「民俗」		〃						→	
資料編	1「原始・古代」		〃	→						
	2「中世」		〃			→				
	3「近世1」		〃		→					
	4「近世2」		〃				→			
	5「近現代1」		〃	→						
	6「近現代2」		〃			→				

【付属資料】

1. 八王子市市史編さん審議会の開催経過（平成20年度）

開催日時・場所	議 題
平成20年度第1回 平成20年6月25日（水） 午後2時～午後4時30分 市役所本庁舎 第6委員会室	1. 会長、副会長の選出 2. 諮問 3. 会議の取扱いについて 4. 市史編さんの経過と現状について 5. その他
平成20年度第2回 平成20年9月22日（月） 午後5時～午後8時15分 市役所本庁舎 601会議室	1. 基本構想及び編集方針について 2. その他
平成20年度第3回 平成20年10月27日（月） 午前9時30分～午前11時40分 生涯学習センター 第2学習室	1. 基本構想及び編集方針について 2. その他
平成20年度第4回 平成20年12月8日（月） 午後1時30分～午後3時40分 生涯学習センター 第5学習室	1. 基本構想及び編集方針について 2. その他
平成20年度管外視察 平成20年11月26日（水）	視察先 神奈川県高座郡寒川町 寒川文書館

2 . 八王子市市史編さん審議会委員名簿

職名	氏 名	選出区分	所属等
会 長	松尾 正人	学識経験者	中央大学文学部教授
副会長	相原 悦夫	八王子市文化財保護審議会委員	八王子市文化財保護審議会 会長
委 員	池上 裕子	学識経験者	成蹊大学文学部教授
委 員	河合 和郎	商工業関連団体を代表する者	八王子商工会議所 専務理事
委 員	長澤美恵子	公募による市民	会社役員
委 員	橋山 国雄	市民団体を代表する者	町会・自治会連合会
委 員	前田 成東	学識経験者	東海大学 政治経済学部教授
委 員	光石知恵子	学識経験者	古文書を探る会副会長
委 員	村松 英二	公募による市民	会社員
委 員	渡辺 忠胤	学識経験者	元 八王子市文化財保護審 議会会長

3. 八王子市市史編さん審議会条例、規則

八王子市市史編さん審議会条例

平成20年4月1日施行

(設置)

第1条 市史編さん事業の適正な推進を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として、八王子市市史編さん審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 市史編さんの基本構想の策定に関すること。
- (2) 市史編さんの編集方針に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市史編さん事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

八王子市市史編さん審議会条例施行規則

平成20年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市市史編さん審議会条例(平成20年八王子市条例第8号。以下「条例」という。)第8条の規定により、八王子市市史編さん審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第1項に規定する委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 八王子市文化財保護条例(昭和52年八王子市条例第6号)第42条に基づき設置された八王子市文化財保護審議会の委員 1人
- (3) 市内で活動する市民団体を代表する者 1人以内
- (4) 商工業関連団体を代表する者 1人以内
- (5) 公募による市民 2人以内

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

八王子市市史編さん審議会の会議録と会議資料は、下記のホームページ及び市史編さん室でご覧いただくことができます。

市史編さん室のホームページ

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/profile/shoshiki/sogoseisaku/010644.html>

八王子市史編さんの基本構想及び編集方針の策定について

平成21年1月

八王子市市史編さん審議会

事務局：八王子市総合政策部市史編さん室

住 所：〒193 - 0943

八王子市寺田町1455番地3

電 話：042 - 666 - 1511

F A X：042 - 666 - 1512

Eメール：b015200@city.hachioji.tokyo.jp